

高松市中央卸売市場における改正卸売市場法に掲げる遵守事項以外の遵守事項（その他の取引ルール）について

No.	取引ルール	内 容	理 由
1	開場の期日 (第5条)	<p>市場は、日曜日(1月5日及び12月27日から同月30日までの間の日曜日を除く。)及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日から同月4日まで及び12月31日を除き毎日開場するものとする。</p> <p>市長は、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。</p>	適正な市場運営を確保するため。
2	開場の時間 (第6条)	<p>開場の時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、市長は市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p>卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、開場の時間の範囲内で市長が定める。</p> <p>①青果部 せり売又は入札 野菜 午前6時30分から午前10時まで 果物 午前7時から午前10時まで 相対売又は定価売 午前0時から午後12時まで</p> <p>②水産物部 せり売又は入札 午前5時30分から午前10時まで 相対売又は定価売 午前0時から午後12時まで</p>	適正な市場運営を確保するため。
3	卸売業務を行うための施設使用許可 (第9条～第11条)	<p>卸売の業務を行うため、市場内の卸売場その他の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>許可は、施設の位置及び面積を指定して行う。</p> <p>許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>許可の期間は、3年を超えない範囲内において市長が定める。</p> <p>許可の期間の満了後、引き続き施設を使用しようとする者は、許可の期間の更新を受けなければならない。</p> <p>また、以下に該当する場合は、許可しない。</p> <p>①法人でないとき。</p> <p>②市場法による罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年以内であるとき。</p> <p>③許可の取消しを受け、その取消しの日から3年以内であるとき。</p> <p>④卸売の業務を的確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>⑤暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。</p> <p>⑥暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。</p> <p>⑦役員に破産者で復権を得ない者等が含まれるとき。</p> <p>⑧その許可により、卸売業者の数が条例で定める最高限度を超えることとなるとき。</p> <p>純資産額が、市長が別に定める純資産基準額を下回っているときは、許可しないことができる。</p>	市場で取引を行う事業者を限定し、市場の適正かつ健全な運営を確保するため。

高松市中央卸売市場における改正卸売市場法に掲げる遵守事項以外の遵守事項（その他の取引ルール）について

No.	取引ルール	内 容	理 由
4	卸売担当者の選任 (第16条)	市場において卸売を行う者（以下「卸売担当者」という。）については、当該卸売業者において選任基準を定め、これに従い選任しなければならない。 卸売業者は、卸売担当者を選任したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。 卸売業者は、卸売担当者を変更し、又は解任したとき、及び選任の届出に係る事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。	卸売の業務を適正かつ円滑に行うため。
5	変更等の届出 (第17条)	卸売業者は、以下のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨及びその内容を市長に届け出なければならない。 ①卸売の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。 ②施設使用許可申請書の内容に変更があったとき。	市場で取引を行う事業者を限定し、市場の適正かつ健全な運営を確保するため。
6	許可の取消し (第19条)	市長は、卸売業者が以下のいずれかに該当することとなったときは、許可を取り消すものとする。 ①市場法による罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年以内であるとき。 ②暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。 ③暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。 ④役員に破産者で復権を得ない者等が含まれるとき。 市長は、卸売業者が以下のいずれかに該当するときは、又はその業務を的確に遂行するために必要な知識及び経験若しくは資力信用を有しなくなったと認めるときは、許可を取り消すことができる。 ①正当な理由がなく許可の日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。 ②正当な理由がなく許可の日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。 ③正当な理由がなく引き続き1月以上その業務を休止したとき。 ④正当な理由がなくその業務を遂行しないとき。 ⑤純資産額が市長が別に定める純資産基準額を下回ることとなったとき。	市場で取引を行う事業者を限定し、市場の適正かつ健全な運営を確保するため。

高松市中央卸売市場における改正卸売市場法に掲げる遵守事項以外の遵守事項（その他の取引ルール）について

No.	取引ルール	内 容	理 由
7	仲卸業務を行うための施設使用許可 (第21条～第23条)	<p>仲卸の業務を行うため、市場内の仲卸店舗その他の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>許可は、施設の位置及び面積を指定して行う。</p> <p>許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>許可の期間は、3年を超えない範囲内において市長が定める。</p> <p>許可の期間の満了後、引き続き施設を使用しようとする者は、許可の期間の更新を受けなければならない。</p> <p>また、以下に該当する場合は、許可しない。</p> <p>①法人でないとき。</p> <p>②市場法による罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年以内であるとき。</p> <p>③許可の取消しを受け、その取消しの日から3年以内であるとき。</p> <p>④仲卸の業務を的確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>⑤暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。</p> <p>⑥暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。</p> <p>⑦役員に破産者で復権を得ない者等が含まれるとき。</p> <p>⑧その許可により仲卸業者の数が条例で定める最高限度を超えることとなるとき。</p>	<p>市場で取引を行う事業者を限定し、市場の適正かつ健全な運営を確保するため。</p>
8	変更等の届出 (第26条)	<p>仲卸業者は、以下のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨及び内容を市長に届け出なければならない。</p> <p>①仲卸の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。</p> <p>②施設使用許可申請書の内容に変更があったとき。</p>	<p>市場で取引を行う事業者を限定し、市場の適正かつ健全な運営を確保するため。</p>
9	仲卸業者の経営状況報告書等の提出 (第27条)	<p>仲卸業者は、毎事業年度の末日現在における経営状況報告書その他の規則で定める書類をその日から起算して90日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。</p>	<p>仲卸業者の財務状況を把握するため。</p>
10	許可の取消し (第28条)	<p>市長は、仲卸業者が以下のいずれかに該当することとなったときは、許可を取り消すものとする。</p> <p>①市場法による罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又その刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年以内であるとき。</p> <p>②暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。</p> <p>③暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき</p> <p>④役員に破産者で復権を得ない者等が含まれるとき。</p> <p>市長は、仲卸業者が以下のいずれかに該当するときは、又はその業務を的確に遂行するために必要な知識及び経験若しくは資力信用を有しなくなったと認めるときは、許可を取り消すことができる。</p> <p>①正当な理由がなく許可の日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。</p> <p>②正当な理由がなく許可の日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。</p> <p>③正当な理由がなく引き続き1月以上その業務を休止したとき。</p> <p>④正当な理由がなくその業務を遂行しないとき。</p>	<p>市場で取引を行う事業者を限定し、市場の適正かつ健全な運営を確保するため。</p>

高松市中央卸売市場における改正卸売市場法に掲げる遵守事項以外の遵守事項（その他の取引ルール）について

No.	取引ルール	内 容	理 由
11	売買参加者の届出 (第29条)	市場内の卸売場において、せり売又は入札に参加し、卸売業者から卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。	場内秩序保持の観点から、市場内に入出する者を把握する必要があるため。
12	変更等の届出 (第30条)	売買参加者は、以下のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨及びその内容を市長に届け出なければならない。 ①売買参加者の届出に係る事項に変更があったとき。 ②卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。	場内秩序保持の観点から、市場内に入出する者を把握する必要があるため。
13	買出人の届出 (第31条)	市場内の仲卸業者の店舗において、仲卸業者から販売を受けようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。	場内秩序保持の観点から、市場内に入出する者を把握する必要があるため。
14	変更等の届出 (第32条)	買出人は、以下のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨及びその内容を市長に届け出なければならない。 ①買出人の届出に係る事項に変更があったとき。 ②仲卸業者から販売を受けることを廃止したとき。	場内秩序保持の観点から、市場内に入出する者を把握する必要があるため。
15	事業を行うための施設使用許可 (第33条～第35条)	市場内の店舗その他の施設において事業を行おうとする者（以下「関連事業者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 許可は、施設の位置及び面積を指定して行う。 許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。 許可の期間は、3年を超えない範囲内において市長が定める。 許可の期間の満了後、引き続き施設を使用しようとする者は、許可の期間の更新を受けなければならない。 また、以下に該当する場合は、許可しない。 ①花き等又は高松市中央卸売市場の取扱品目の卸売を行おうとする者であるとき。 ②破産者で復権を得ない者であるとき。 ③禁錮以上の刑に処せられた者又は市場法による罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又その刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年以内であるとき。 ④許可の取消しを受け、その取消しの日から3年以内であるとき。 ⑤事業を的確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。 ⑥暴力団等であるとき。 ⑦暴力団等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するものであるとき。 ⑧暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。 ⑨法人であってその業務を執行する役員のうち上記②から④まで又は⑥のいずれかに該当する者があるとき。	市場を使用する事業者を限定し、市場の適正かつ健全な運営を確保するため。

高松市中央卸売市場における改正卸売市場法に掲げる遵守事項以外の遵守事項（その他の取引ルール）について

No.	取引ルール	内 容	理 由
16	変更等の届出 (第38条)	<p>関連事業者は、以下のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨及びその内容を市長に届け出なければならない。</p> <p>①その事業を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。</p> <p>②施設使用許可申請書の記載事項に変更があったとき。</p>	市場を使用する事業者を限定し、市場の適正かつ健全な運営を確保するため。
17	許可の取消し (第39条)	<p>市長は、関連事業者が以下のいずれかに該当することとなったときは、許可を取り消すものとする。</p> <p>①青果若しくは水産物の取扱品目又は地方卸売市場業務条例第2条第1号に規定する花き等の卸売を行おうとする者であるとき。</p> <p>②破産者で復権を得ない者であるとき。</p> <p>③禁錮以上の刑に処せられた者又は市場法による罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又その刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年以内であるとき。</p> <p>④暴力団等であるとき。</p> <p>⑤暴力団等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するものであるとき。</p> <p>⑥暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。</p> <p>⑦法人であってその業務を執行する役員のうち上記②から④まで又は許可の取消しを受け、その取消しの日から3年以内であるときのいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>市長は、関連事業者が以下のいずれかに該当するときは、又は事業を的確に遂行するために必要な知識及び経験若しくは資力信用を有しなくなったと認めるときは、許可を取り消すことができる。</p> <p>①正当な理由がなく許可の日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。</p> <p>②正当な理由がなく許可の日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。</p> <p>③正当な理由がなく引き続き1月以上業務を休止したとき。</p> <p>④正当な理由がなくその業務を遂行しないとき。</p>	市場で取引を行う事業者を限定し、市場の適正かつ健全な運営を確保するため。
18	仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売（第三者販売）	卸売業者は、市場における卸売の業務について、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは、当該卸売の結果を市長に届け出なければならない。	取引の実態を把握するため。
19	市場外にある物品の卸売（商物分離） (第43条)	卸売業者は、市場における卸売の業務について、市場内にある物品以外の物品の卸売をしようとするときは、あらかじめ当該物品の保管施設を市長に届け出なければならない。 また、当該卸売の結果を市長に届け出なければならない。	取引の実態を把握するため。
20	仲卸業者の卸売業者以外の者から販売の委託の引受け又は買付け（直荷引き）	仲卸業者は、市場内において、卸売業者以外の者から販売の委託を引き受け、又は買付けをし、当該物品を販売したときは、当該販売の結果を市長に届け出なければならない。	取引の実態を把握するため。
21	衛生上有害な物品の売買禁止等 (第46条)	市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されないよう努めなければならない。 取引参加者は、衛生上有害な物品を、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。	安全・安心な生鮮食料品の流通を確保するため。
22	卸売予定数量等の報告 (第47条)	卸売業者は、規則に定めるところにより、卸売予定数量等について市長に報告しなければならない。 ・主要な品目の卸売予定数量及び主要な産地（毎開場日） ・品目ごとの卸売数量、主要な産地並びに高値、中値、安値に区分した卸売価格（毎開場日） ・前月中に卸売をした物品の数量及び卸売金額（毎月10日まで）	取引の実態を把握するため。

高松市中央卸売市場における改正卸売市場法に掲げる遵守事項以外の遵守事項（その他の取引ルール）について

No.	取引ルール	内 容	理 由
23	物品の品質管理 (第51条)	取引参加者及び関連事業者は、市場における取引に係る物品の品質管理について、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律その他関係法令の規定に基づき行うほか、規則で定める事項に従わなければならない。 (卸売業者) 施設ごとに取扱品目及び設定温度並びに品質管理責任者及びその責務を定めて公表し、市長に届け出る。 (仲卸業者) 施設ごとに品質管理責任者を定めて公表し、市長に届け出る。	安全・安心な生鮮食料品の流通を確保するため。
24	開設運営協議会引委員会の設置 (第65条～第72条)	市場の運営及び市場における売買取引等に関し必要な事項を調査審議するため、高松市中央卸売市場開設運営協議会を置く。	市場の運営等に関し必要な事項を調査審議する場を確保するため。
25	無許可営業の禁止 (第73条)	卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの使用許可に基づき業務等を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他営業行為をしてはならない。	市場の適正かつ健全な運営を確保するため。
26	市場への出入等に対する指示 (第74条)	市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬については、市長の指示に従わなければならない。 市長は指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬を禁止することができる。	市場の適正かつ健全な運営を確保するため。
27	市場秩序の保持等 (第75条)	市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は、公共の利益を害する行為を行ってはならない。 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し入場の制限その他必要な措置をとることができる。	市場の適正かつ健全な運営を確保するため。